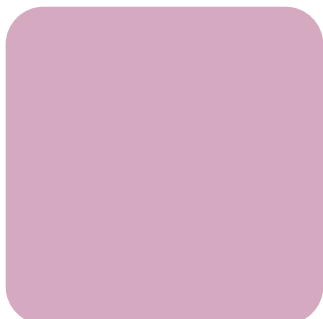


むすぶネット

(学生・地域連携ネットワーク)

<http://www.kyoto-musubu.net>

むすぶネット（学生・地域連携ネットワーク）とは、発表の場を求めていたり、地域で活動してみたい
と求めている学生団体・サークルと、お祭りや行事へ学生の参加を求める地域の団体とを
インターネットで「むすぶ」=コーディネートするネットワークです。

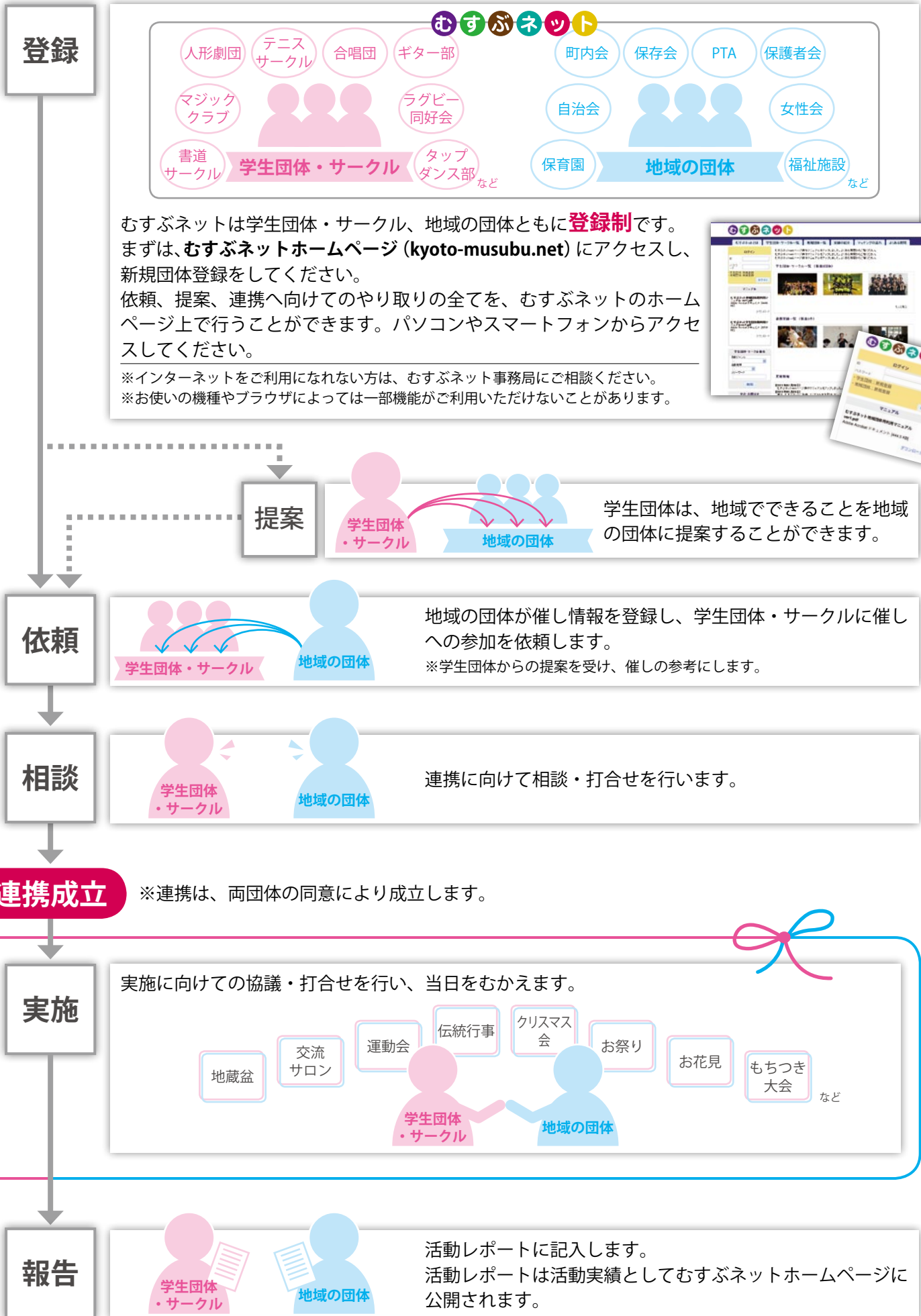


学生の特技と
地域の催しを
むすびます。



学生団体・サークルのみなさん、
自分たちの特技を地域で活かしてみませんか？
地域のみなさん、
地域での催しに学生さんのパワーをよびこんでみませんか？

むすぶネット 利用のながれ



むすぶネット 利用者からはこんな声が届いています。

一人暮らしの学生にはなかなか機会がない、伝統ある地域の慣習に参加でき嬉しく思います。多くの笑顔を見ることができ、こちらと一緒に楽しんで活動することができました。

【学生団体】



折り紙サークル×町内会の地蔵盆

子どもたちも大変喜んでおり、折り紙に興味を持った子どももいるようで、来年の地蔵盆にも来てほしいといった要望もありました。

【地域の団体】

童謡を演奏した時は、小さな子どもたちが歌いながら踊ってくれました。今年度初めての依頼でしたが、次に繋がるものだったと感じています。

【学生団体】



マンドリンクラブ×子育て交流会

参加者に合わせた、「童謡」「子ども向けの曲」をリクエストをさせていただきました。とってもいい演奏を聞かせていただきました。みなさんありがとうございました。

【地域の団体】

元気な子どもたちと親切な保護者の方々に囲まれて、とても楽しい時間を過ごすことができました。今回の大勢の前でマジックを披露する機会はいいい刺激になりました。

【学生団体】



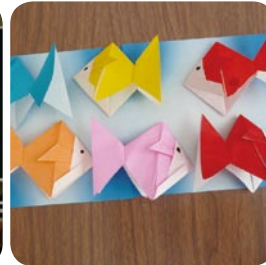
マジックサークル×児童館のバザー

学生さんのさわやかだけでなく、技術的な高さにはびっくりしました。大人も子どもも十分に楽しませていただきました。

【地域の団体】

【その他の連携例】

- ・フラメンコサークル×福祉施設のお祭り
 - ・落語研究会×自治会の敬老会
 - ・邦楽部×地域の交流会
 - ・ボランティアサークル×町内の夏祭り
 - ・ダンスサークル×高齢者施設のお祭り
- など、多くの連携が生まれています。



世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」を目指して

京都市は、その人口の1割にあたる約14万人の学生が学ぶ「大学のまち」「学生のまち」です。平成21年2月に策定した「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」ではこれまでの「大学のまち」の推進に加え、学生が生き生きと輝き、京都の大きな力となる、パワーあふれる「学生のまち京都」の実現を掲げ、「輝く学生応援プロジェクト」を展開しています。

輝く学生応援プロジェクトが行っていること

- **学生PLACE+**（がくせいプラス）〈@キャンパスプラザ京都1階〉の運営
京都のまちの活性化につながる活動や、社会に貢献する活動を行う学生が利用できるスペースを運営しています。場所や設備の提供だけでなく、コーディネーターが活動相談にのったり、情報発信をしたりしています。
- **輝く学生サポート助成の実施**
京都のまちの活性化や社会貢献につながる学生の活動をサポートするために、活動資金の助成と、事業実施に向けた企画や運営への助言も行っています。また成果発表会を開催し、表彰を行います。
- **スキルアップワークショップや交流プログラムの開催**
学生のみなさんの活動に必要なスキルや能力を身につけるワークショップや、分野を越えた学生同士の「つながり」を生み、活動の幅を「ひろげる」ための交流プログラムを年に数回実施しています。

むすぶネット 学生・地域連携ネットワークQ&A

Q₁ 利用するにはどうしたらいいの？

A₁ むすぶネットは学生団体・サークル、地域の団体ともに、登録制です。むすぶネットホームページ (kyoto-musubu.net) へアクセスし、「新規登録」メニューから必要事項を入力し登録してください。

Q₂ 個人情報はホームページ上に公開されますか？

A₂ いいえ、個人が特定される情報は公開されません。登録時および運用時に必要な情報を提供頂きますが、事務局が責任を持って取り扱います。

Q₃ パソコンやインターネットが使えなくても利用できますか？

A₃ はい、可能です。登録や依頼など、行いたいことをご連絡いただければ、事務局が代理でホームページを操作します。まず一度事務局までご相談ください。

学生団体・サークル

Q₁ 地域の団体に自分たちの特技をアピールすることはできますか？

A₁ 提案機能を利用すれば、自分たちができることを地域の団体に直接アピールすることができます。

Q₂ 登録や活動に費用はかかりますか？

A₂ 登録は無料です。地域の団体と活動する時にかかる費用(材料費や運搬費等)は地域の団体に実費負担をお願いしてください。

《むすぶネット(学生・地域連携ネットワーク)運営規約》

学生団体等登録者、地域団体等登録者は、本規約の内容を十分に読み、理解し、同意した上で本ネットワークを利用するものとします。

1 目的

本ネットワークは、多種多様な特技を持つ学生団体・サークルと、行事やお祭り等で学生の特技の協力を得たいと考える地域の団体が、提案・依頼・相談機能等の利用を通じて連携し、交流することを目的としています。

2 学生団体等登録者、地域団体等登録者

本ネットワークの目的に共感し、システムに参加する意思を表明・登録した学生団体・サークルを「学生団体等登録者」、システムを利用し、学生の特技の協力を得たいと考え、登録した地域の団体を「地域団体等登録者」とよびます。登録者はホームページ「kyoto-musubu.net」に掲載し、公開します。

3 遵守義務

本ネットワークの登録者は、本規約を遵守しなければなりません。

4 登録期間

登録者の登録期間(ホームページ掲載期間)は、1年とします。ただし、継続登録(継続掲載)は可能です。登録の継続に関しては、年1回3月に意思確認を行います。

5 登録資格

学生団体等登録者は、京都市内に在住・在学している学生で構成される学生団体・サークルを原則とし、地域団体等登録者は、京都市内の地域の団体(自治会、女性会、子ども会、福祉施設等(以下、自治会等))を原則とします。営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動、破壊的活動、その他公序良俗に反する活動を目的とした登録は禁止します。後に、そのような内容が発覚した場合、登録を抹消(ホームページ掲載の差し止め)します。また、利用の意思のない登録についても同様の処分を行います。

6 報告義務

本ネットワークを通して実現した活動(連携)については、アンケートなどを通じ、本ネットワークへ報告していただきます。

7 ホームページ「kyoto-musubu.net」

掲載内容の複製、転載は禁止します。登録内容(掲載内容)に変更が生じた場合は、すみやかに情報の更新を行ってください。

申込・お問合せ先

むすぶネット(学生・地域連携ネットワーク)事務局

京都市下京区西洞院塩小路下るキャンパスプラザ京都1階学生Place+(かくせいプラス)内
受付: 平日と土曜日の午後2時~9時、日曜日の午前9時半~午後4時半(月曜日休館)
電話: 075-353-3107 FAX: 075-353-3108
Eメール: info@kyoto-musubu.net URL: http://www.kyoto-musubu.net

政策・制度に関するお問合せ先

京都市総合企画局市民協働政策推進室大学政策担当
電話: 075-222-3103 FAX: 075-213-0443

地域の団体

Q₁ 京都市外にある地域の団体でも登録できるの？

A₁ 原則できません。本事業は、京都市内にある地域の団体を対象としています。

Q₂ 出演等にお金はかかりますか？

A₂ 原則、無料です。ただし、交通費をはじめ実費等については、地域の団体に負担頂くこととなります。

8 個人情報の取り扱い

登録時および運用時に、提供される情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学校名その他の記述等により当該登録者を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該登録者を識別できるものを含まず。))以下、個人情報)は、本ネットワーク事務局が責任を持って取り扱います。

登録を削除するなど、個人情報の保管の必要がなくなった時は、当該個人情報を削除および廃棄します。なお、ホームページには、個人情報は掲載しません。

また、このネットワークを通して知り得た個人情報を他の目的で使用することを禁じます。

9 情報提供及び公開

むすぶネットの登録・利用状況等については、所属大学及び各区地域力推進室へ情報提供する場合があります。また、実現した活動(連携)については、むすぶネットのホームページで公開します。

10 費用

ネットワーク登録の費用ならびに利用の費用は無料です。

ただし、学生団体等登録者は連携実施時にかかる謝礼、交通費や実費経費については、地域団体等登録者へ請求ができます。地域団体等登録者はその請求に基づいて学生団体等登録者へ支払う必要があります。ただし、過度な謝礼の請求や受け取りは禁止します。これら費用については、相互の話し合いによることとし、ネットワーク事務局は関与しません。

11 システムの利用と責任

本ネットワークでの活動によって生じた事故やケガなどについて、本ネットワークは責任を負いません。各自、保険に加入するなどしてください。地域団体等登録者の福祉行事保険の加入又は学生団体等登録者のボランティア保険加入(経費負担を学生団体等登録者が請求する場合があります)を推奨します。保険については、京都市福祉ボランティアセンター(電話: 075-354-8735)にお問合せください。

12 その他

学生団体等登録者には、京都市主催事業へのご協力を依頼することがあります。

(平成24年5月改定)



発行 京都市総合企画局市民協働政策推進室
京都市印刷物第243050号